

第102号議案

和解に関する件

損害賠償請求事件（東京地方裁判所令和3年（ワ）第31664号）について、別記の被告ら（以下「被告ら」という。）と、次のとおり和解を行うことにつき、地方自治法第96条第1項第12号の規定により、議決を求める。

令和5年5月25日提出

仙台市長 郡 和 子

第1 平成26年度環境局入札関係

- 1 被告株式会社クラレは、仙台市に対し、和解金として、1,145万3,153円の支払義務があることを認める。
- 2 被告株式会社クラレは、仙台市に対し、前項の金員を、仙台市からの納付書による請求を受けた後14日以内に、当該納付書記載の支払先に当該納付書記載の支払方法により支払う。支払に要する手数料は被告株式会社クラレの負担とする。
- 3 被告本町化学工業株式会社は、仙台市に対し、和解金として、1,145万3,153円の支払義務があることを認める。
- 4 被告本町化学工業株式会社は、仙台市に対し、前項の金員を、仙台市からの納付書による請求を受けた後14日以内に、当該納付書記載の支払先に当該納付書記載の支払方法により支払う。支払に要する手数料は被告本町化学工業株式会社の負担とする。

第2 平成27年度環境局入札関係

- 1 被告大阪ガスケミカル株式会社は、仙台市に対し、和解金として、1,190万2,887円の支払義務があることを認める。
- 2 被告大阪ガスケミカル株式会社は、仙台市に対し、前項の金員を、仙台市からの納付書による請求を受けた後14日以内に、当該納付書記載の支払先に当該納付書記載の支払方法により支払う。支払に要する手数料は被告大阪ガスケミカル株式会社の負担とする。
- 3 被告本町化学工業株式会社は、仙台市に対し、和解金として、1,190万2,887円の支払義務があることを認める。

4 被告本町化学工業株式会社は、仙台市に対し、前項の金員を、仙台市からの納付書による請求を受けた後14日以内に、当該納付書記載の支払先に当該納付書記載の支払方法により支払う。支払に要する手数料は被告本町化学工業株式会社の負担とする。

第3 清算条項等

1 仙台市は、平成26年度環境局入札関係、平成27年度環境局入札関係及び平成28年度環境局入札関係に関し、その余の請求を放棄する。

2 仙台市及び被告らは、仙台市と被告らとの間及び被告ら同士の間には、平成26年度環境局入札関係、平成27年度環境局入札関係及び平成28年度環境局入札関係に関し、この和解条項に定めるもののほかに何らの債権債務がないことを相互に確認する。

3 訴訟費用は、各自の負担とする。

別記

東京都足立区中央本町一丁目2番11号

本町化学工業株式会社

岡山県倉敷市酒津1621番地

株式会社クラレ

大阪市西区千代崎三丁目南2番37号

大阪ガスケミカル株式会社

岐阜県土岐市肥田浅野双葉町一丁目1番地の1

朝日河過材株式会社